

佐賀県告示第 437 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 29 年 6 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

小城市

2 都市計画事業の種類及び名称

小城都市計画下水道事業 小城市公共下水道

3 事業施行期間

平成 10 年 5 月 15 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 10 年佐賀県告示第 340 号、平成 15 年佐賀県告示第 588 号、平成 22 年佐賀県告示第 225 号、平成 24 年佐賀県告示第 95 号及び平成 25 年佐賀県告示第 290 号の事業地に小城市小城町字中町、字鯖岡小路及び字正徳町、小城町畑田字散 1 本 3 割、字散 2 本 4 割、字散 2 本 10 割、字 1 坪、字 12 坪、字 13 坪、字 24 坪及び字畑田、三日月町久米字本告、字本告 4、字本告 6、字本告 7、字本告 8、字本告 9、字本告 10、字本告 11、字本告 12、字本告 13、字本告 14、字本告 15、字本告 16、字本告 17、字本告 18、字本告 19、字本告 20、字本告 21、字本告 22、字甘木 1 本 1、字甘木 1 本 2、字甘木 1 本 3、字甘木 6 本 1、字馬見 1 本 9、字馬見 1 本 10、字馬見 1 本 11、字馬見 1 本 12、字馬見 1 本 18、字久米 1 本 1、字久米 1 本 2、字久米

1本3、字久米1本4、字久米1本5、字久米2本2、字久米2本3、字久米2本4、字久米2本5、字久米2本6、字平井、字平松、字久米3本1、字久米3本2、字久米4本1、字久米4本2、字久米5本1、字久米5本2、字久米6本1及び字久米6本2並びに三日月町長神田字10坪、字11坪、字12坪、字13坪、字14坪、字15坪及び字18坪を加え、小城市小城町字西小路、字北小路、字蛭子町、字岡町、字朝日町及び字下町、小城町松尾字久保、三日月町久米字甘木1本5、字久米及び字久米6本3並びに三日月町長神田字仁俣、字戊及び字高田において事業地を変更する。